

第7次きさらづ障がい者プラン

木更津市障害者計画

木更津市障害福祉計画

木更津市障害児福祉計画

骨子(案)

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、障がいのある人を取り巻く制度や社会環境は大きく変化しており、障害者権利条約の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で自分らしく暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

国においては、障害者差別解消法の改正により、令和6（2024）年4月から民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されるとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、地域生活への移行・定着支援の充実、障害児支援の強化、相談支援体制の充実、医療的ケア児や強度行動障害のある人への支援の充実など、多様化・複雑化するニーズに対応した制度の整備が進められています。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、情報保障や意思疎通支援の推進に向けた取組も進められています。

さらに、令和4（2022）年には、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会による初めての対日審査が行われ、地域生活への移行やインクルーシブ教育の推進、障がいのある人の自己決定の尊重などについて勧告が示されました。これを踏まえ、障がいのある人の権利擁護や社会参加を一層推進するとともに、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

一方で、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化に加え、発達障がい、精神障がい、難病、高次脳機能障害、医療的ケア児・者など、多様な支援ニーズへの対応が課題となっています。また、障害福祉サービスの利用者数やサービス需要の増加、障害福祉人材の確保・定着、地域における相談支援体制や地域生活を支える基盤の充実なども重要な課題となっています。

こうした社会情勢や制度改正を踏まえ、本市においても、障がいのある人一人ひとりの意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域共生社会の実現を目指した障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第7次きさらづ障がい者プラン」を策定します。

本プランは、上位計画である第5期木更津市地域福祉計画との整合を図りながら、障がい者施策のさらなる充実と障害福祉サービス等の計画的な提供体制の確保を進めるとともに、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指すものです。

2 SDGsの達成に向けた本市の取組

持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）は、異常気象、貧困、格差など深刻化する様々な社会課題の解決に向けて、平成27（2015）年9月に国連サミットで加盟193カ国の合意で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す17のゴール（目標）と、その下に設定される169のターゲットで構成される国際目標のことです。

本市では、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組である「オーガニックなまちづくり」を推進しています。

「オーガニックなまちづくり」とSDGsは親和性が高く、市民、企業、行政などが一体となって「オーガニックなまちづくり」を推進することでSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」が実現される社会を目指し、本市の障がい福祉行政を推進します。



3 計画の位置づけ、計画期間と進行管理

(1) 計画の位置づけ

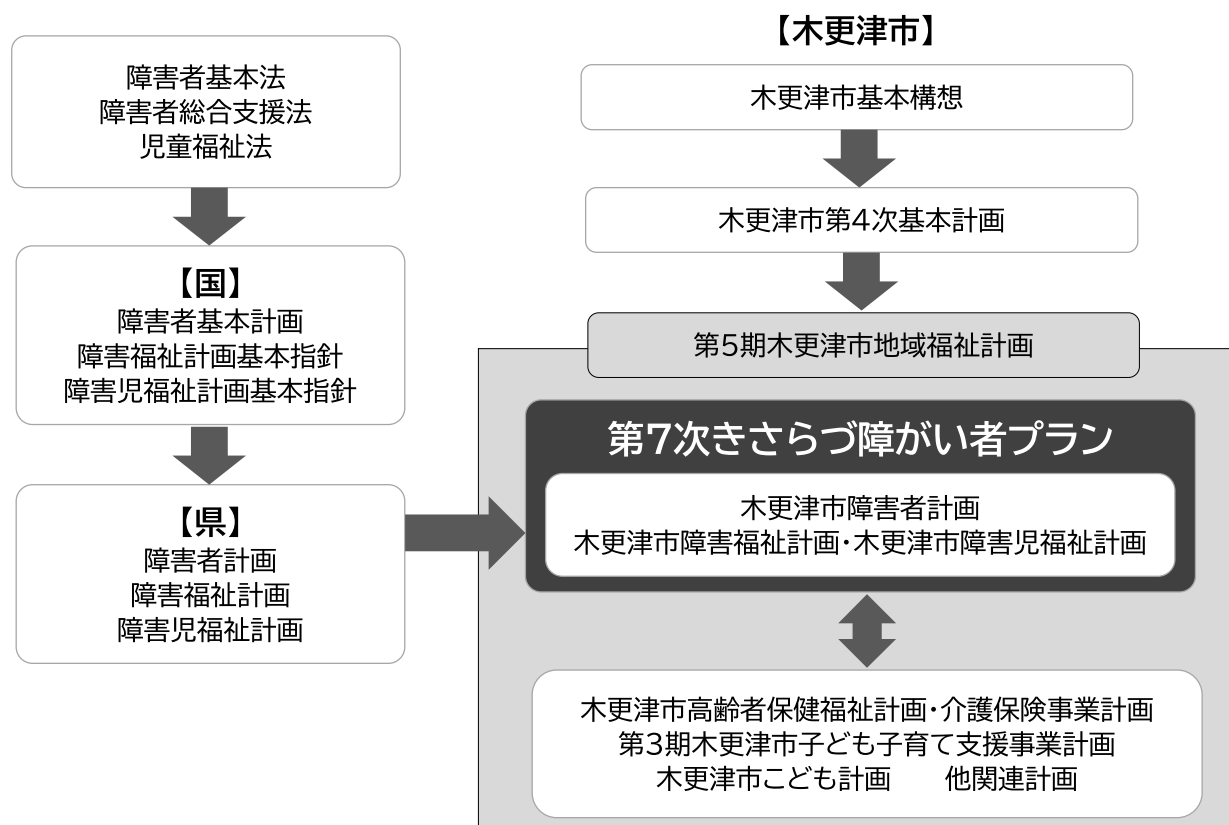
本プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定される市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定される市町村障害児福祉計画を一体的に定めたものであり、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

項 目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名 称	第 7 次木更津市障害者計画	第 8 期木更津市障害福祉計画	第 4 期木更津市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第 3 項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第 1 項)
性 格	障がい者施策に関する基本的な 事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障がい福祉サービス、地域生活支 援事業の見込量と提供体制を確保 するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見 込量と提供体制を確保するための 計画 (実施計画的)
計画期間	6 年	3 年	3 年

木更津市障害者計画は、「木更津市基本構想（目標年次：令和 12（2030）年）」の個別計画の 1 つとして、基本構想に掲げる 5 つのまちづくりの基本政策方向のうち、特に「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」について、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられ、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものです。

また、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画は、木更津市障害者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。なお、本プランは、国や県の指針、計画などの内容を踏まえて策定すると共に、本市の保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなどの関連分野における施策との連携を図りながら推進するものとします。

< 計画の位置づけ図 >



(2) 計画の期間

本プランのうち、「障害者計画」の計画期間は令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の計画期間は令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間とします。

各計画については、毎年度、施策の進捗状況や成果を把握・検証するとともに、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は計画最終年度に見直しを行い、「障害者計画」についても、社会情勢や制度改正等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

< 計画の期間 >

項目／年 度	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032	R 15 2033	R 16 2034	R 17 2035
計画策定スケジュール		アンケート 調査	次期計画 検討		アンケート 調査	次期計画 検討		アンケート 調査	次期計画 検討
障害者計画	第7次						第8次 (R20まで)		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第8期 第4期			第9期 第5期			第10期 第6期		

(3) 計画の進行管理

本プランは、中長期的な障がい者施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの様々な分野にわたっています。

このため、障がい福祉課が中心となり、地域自立支援協議会、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があります。

木更津市地域自立支援協議会

全体会

保健・医療・福祉の関係機関などで構成
個別支援などに係る協議、事業の進捗管理、新しい施策や障害者計画の見直しなどを協議

調整会議

相談支援の核となる事業所などや各専門部会長で構成
専門部会からの提案事項などの内容の精査、障害者計画について専門部会へ調査・検討依頼

個別支援会議

相談支援事業所で構成
困難事例について検討・情報共有



専門部会

各分野の実務担当者などで構成
障害福祉計画の見直し、新たな施策について協議会への提言、イベント企画など

就労生活
支援部会

居住支援
部会

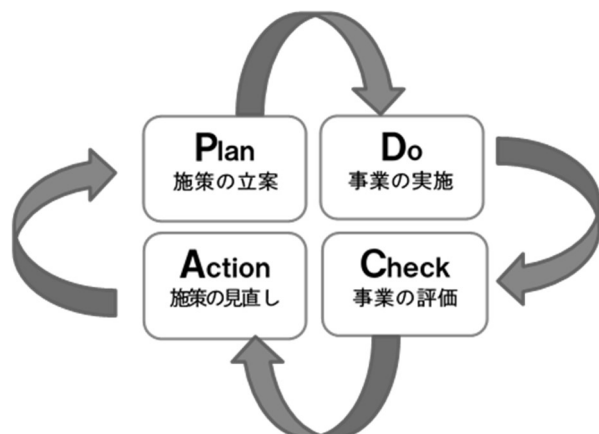
啓発交流
部会

権利擁護
部会

こども
部会

< 計画の進行管理（P D C A サイクル） >

本プランについては、「計画（Plan）」
「実施（Do）」「点検・評価（Check）」
「見直し（Act）」のP D C Aサイクル
に基づき、関係施設や当事者などを構成
員とする地域自立支援協議会専門部会
において、毎年度、施策の充実や事業実
施の見直しについて継続的に協議し、進
行管理を行います。



(4) 計画の進捗状況の公表

本プランの進捗状況については、毎年度市民に対して速やかに公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

公表にあたっては、市のホームページや広報紙などの媒体を利用し、よりわかりやすい内容に努めると共に、市民からの意見を基に、その後の取組に反映させていきます。

(5) 計画の対象者

障害者計画の対象者である「障害者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であつて、長期にわたり生活上の支障がある者」も含むものとしします。

また、障害福祉計画の対象者である「障害者」とは、障害者総合支援法の規定によるものとし、障害児福祉計画の対象者である「障害児」とは、児童福祉法の規定によるものとしします。

第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状

1 市の地勢

本市は、東京都心部から直線距離で 30～40km、県庁所在地である千葉市から南西約 30km に位置しています。面積は 138.89k m²（令和 7 年 10 月 1 日変更）です。

千葉県の中央西部、東京湾に面しており、東京都心からの移動距離は、東京湾北東側を周回した場合は 70～80km 程度、東京湾アクアラインを利用した場合は 45km 程度となります。

市域は、東西に長く、東部には上総丘陵が広がり、西部には中心市街地が位置する湾岸低地と埋立地が形成されており、特に高い山はなく、最も高い場所でも標高 200m 未満となります。

市内には、東京湾に向かって小櫃川、矢那川、烏田川及び畑沢川が流れています。小櫃川は、利根川に次いで県内で 2 番目に長い総延長 88km の河川で、市内では東部から北部にかけて流れ下り東京湾へと注いでおり、小櫃川河口付近には、東京湾に広がる約 1,400ha の盤州干潟が形成されています。

東京湾や森林など豊かな自然に囲まれ良好な居住環境を有していることに加え、東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線及び首都圏中央連絡自動車道などの幹線道路が重なる交通結節点として利便性が高いことから、千葉県の新たな西の玄関口として重要な役割を担っています。

地図画像

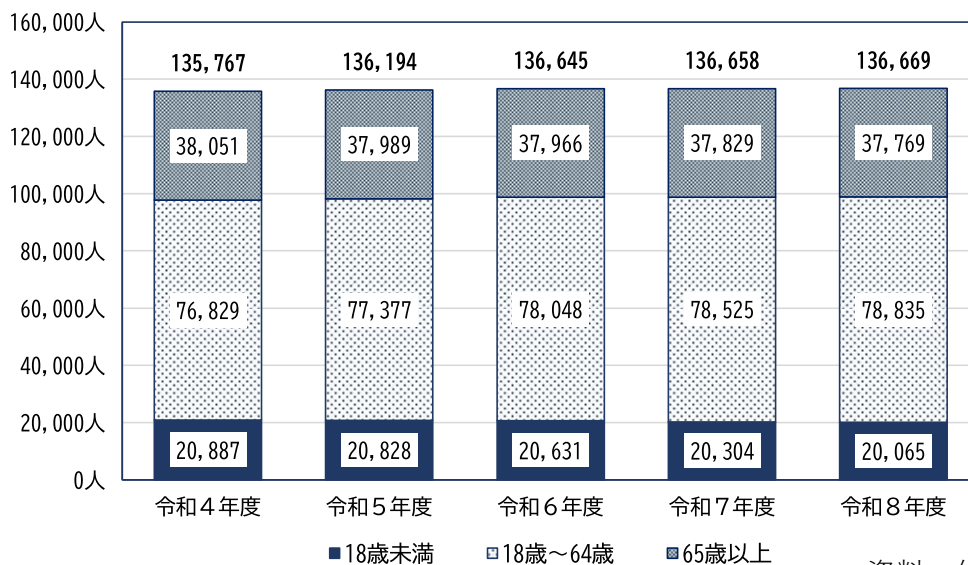
市の写真

2 人口・世帯数の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、約 13 万 6 千人台でほぼ横ばいで推移しています。年齢別では、18 歳未満人口が減少する一方、18～64 歳人口は増加しており、65 歳以上人口はわずかに減少しています。

< 総人口と年齢別人口の推移（各年 4 月 1 日現在） >

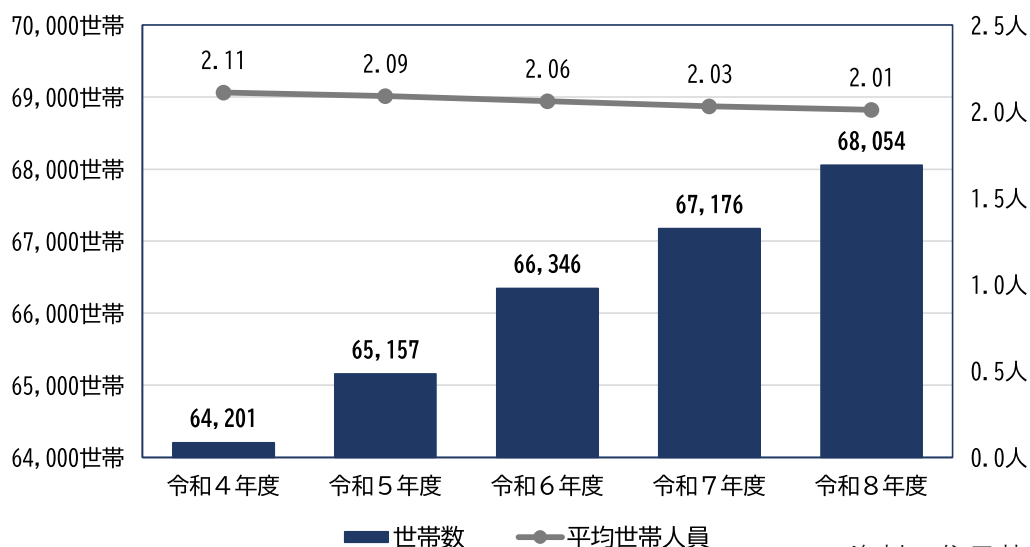


資料：住民基本台帳

(2) 世帯数・平均世帯人員の推移

本市の世帯数は一貫して増加しています。一方、平均世帯人員は 2.11 人から 2.01 人へ減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

< 世帯数と平均世帯人員の推移（各年 4 月 1 日現在） >

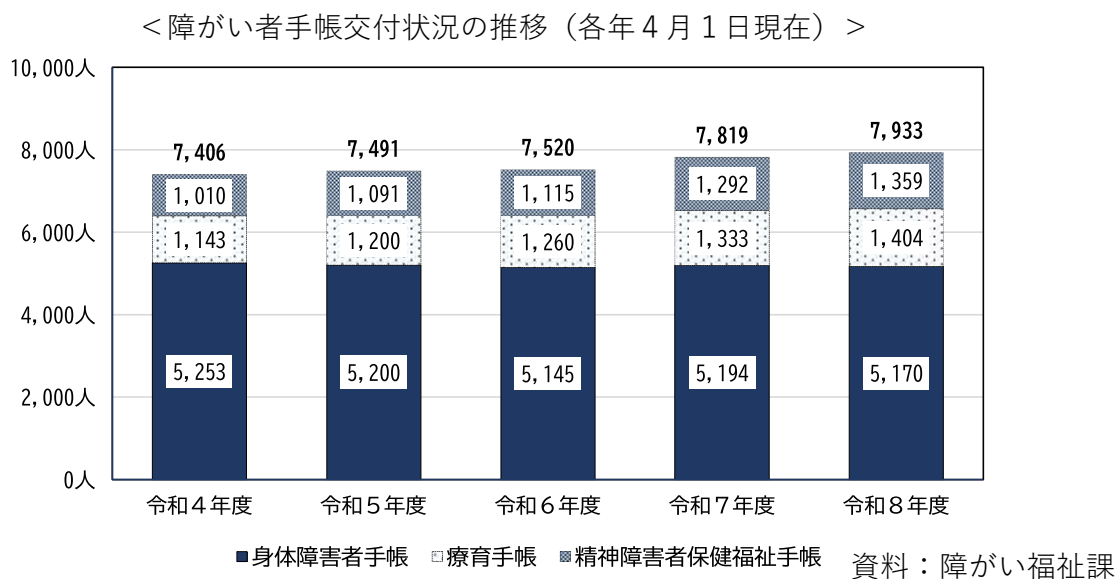


資料：住民基本台帳

3 障がいのある人の状況

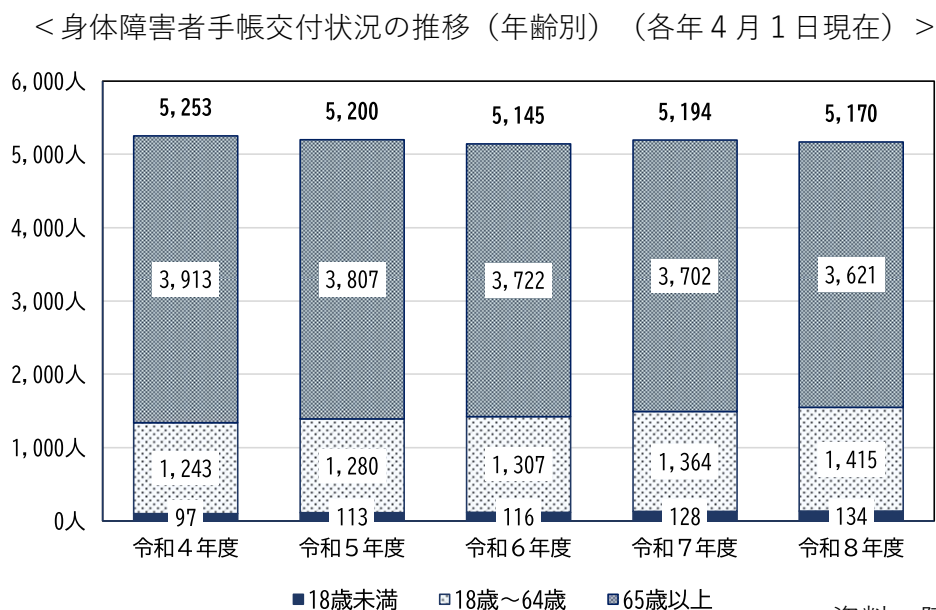
(1) 障がい者手帳の交付状況

本市における障がいのある人を障がい者手帳の交付状況からみると、障がい者手帳所持者数は増加しています。身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移している一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



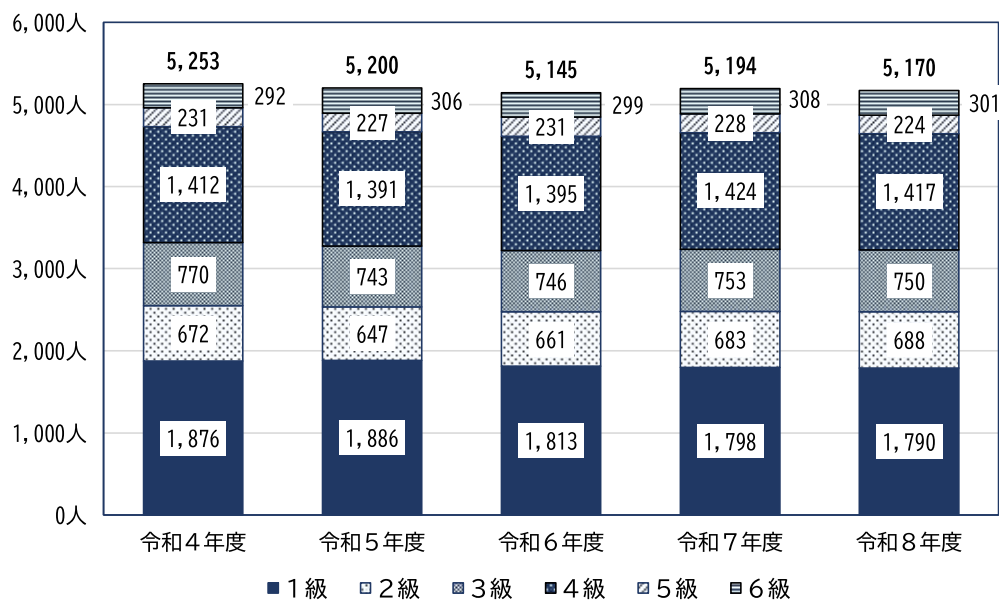
① 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を年齢別にみると、18歳未満及び18～64歳は増加している一方、65歳以上は減少傾向にあります。



身体障害者手帳の交付状況を等級別にみると、1級及び4級の所持者が多く、各等級とも大きな変動はみられません。

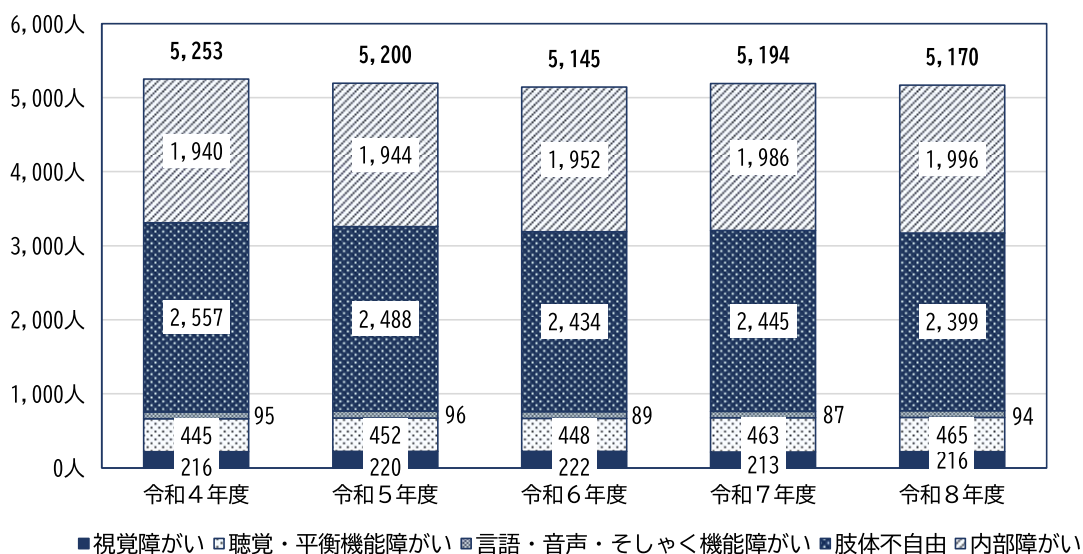
<身体障害者手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在）>



資料：障がい福祉課

身体障害者手帳の交付状況を障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっており、内部障がいはやや増加、肢体不自由はやや減少する傾向がみられます。

<身体障害者手帳交付状況の推移（障がい種別）（各年4月1日現在）>

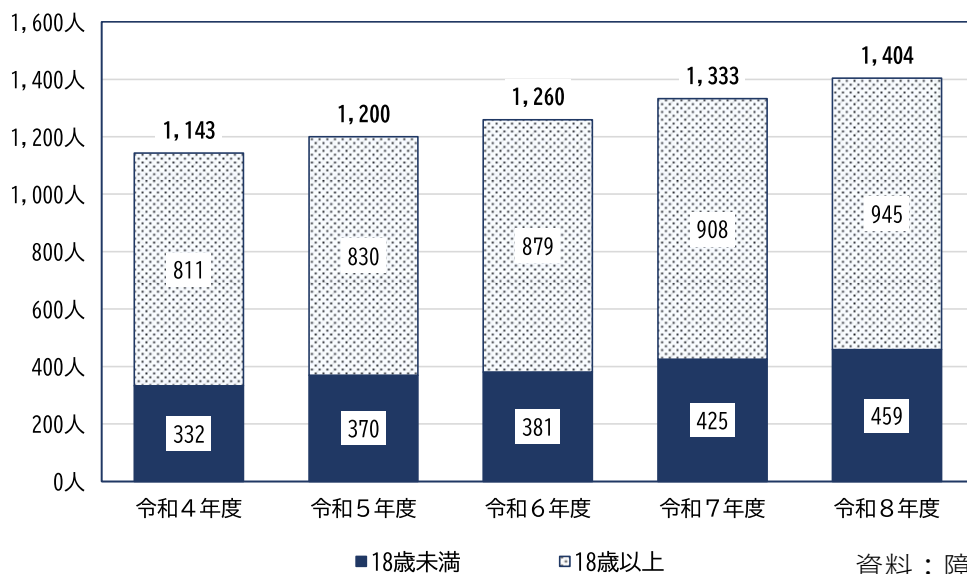


資料：障がい福祉課

② 療育手帳の交付状況

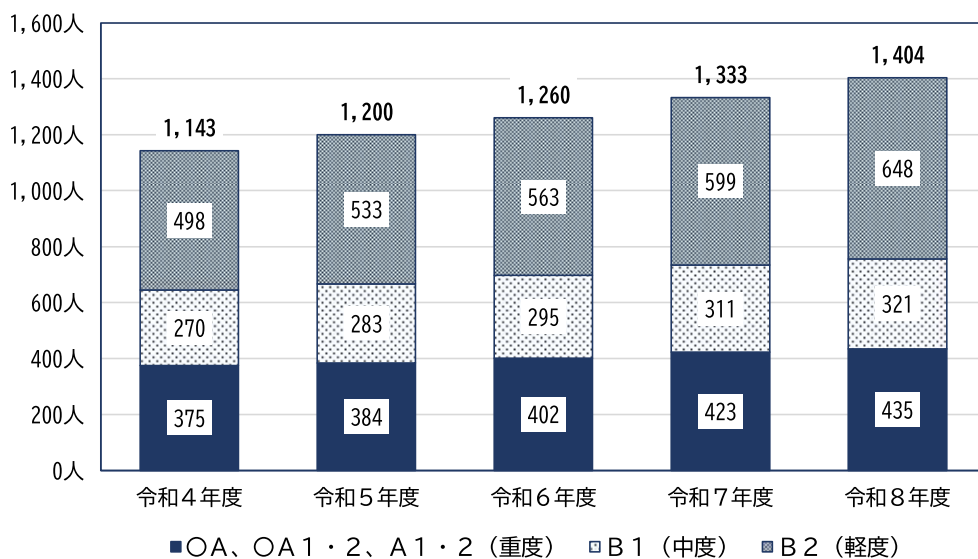
療育手帳の交付状況を年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加しており、特に18歳未満の増加が顕著となっています。

<療育手帳交付状況の推移（年齢別）（各年4月1日現在）>



療育手帳の交付状況を等級別にみると、B2（軽度）が最も多く、増加幅も大きくなっています。

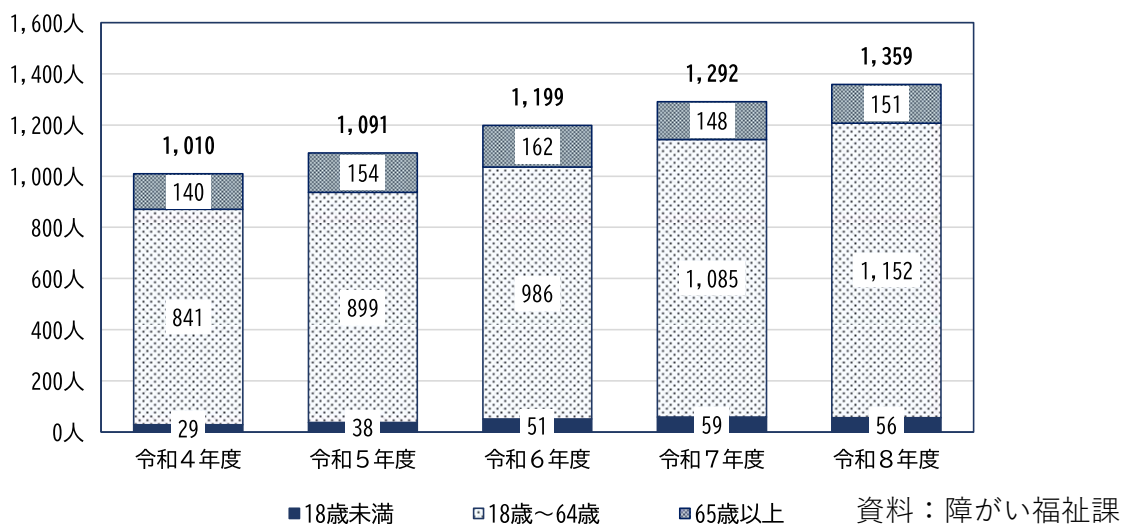
<療育手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在）>



③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

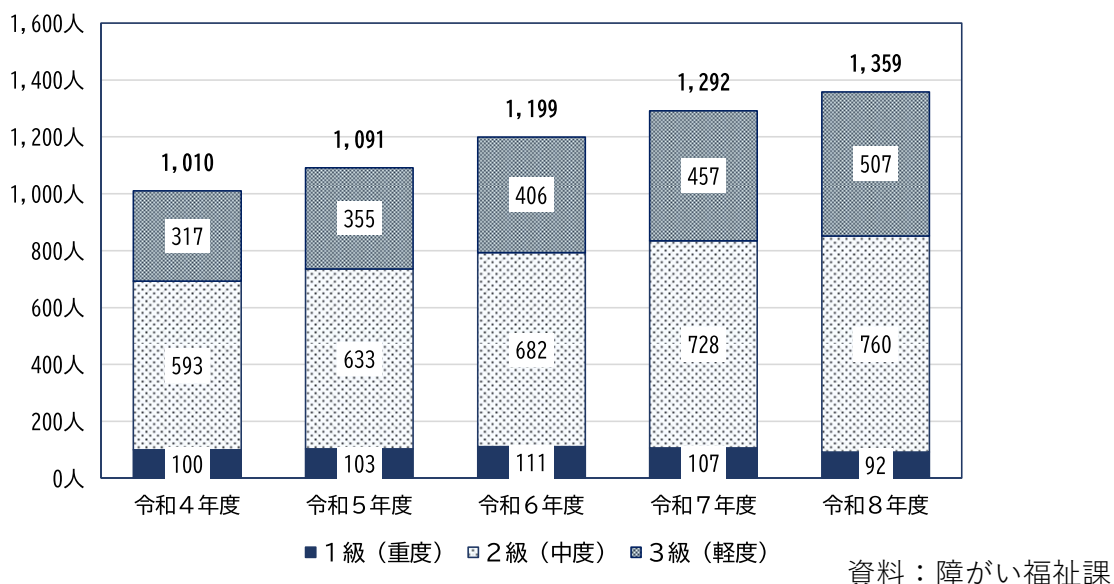
精神障害者保健福祉手帳の交付状況を年齢別にみると、18～64歳の増加が特に大きく、18歳未満及び65歳以上もおおむね増加傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（年齢別）（各年4月1日現在）>



精神障害者保健福祉手帳の交付状況を等級別にみると、2級（中度）が最も多く、3級（軽度）の増加も顕著である一方、1級（重度）は減少傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在）>



（２）自立支援医療の受給者数の状況

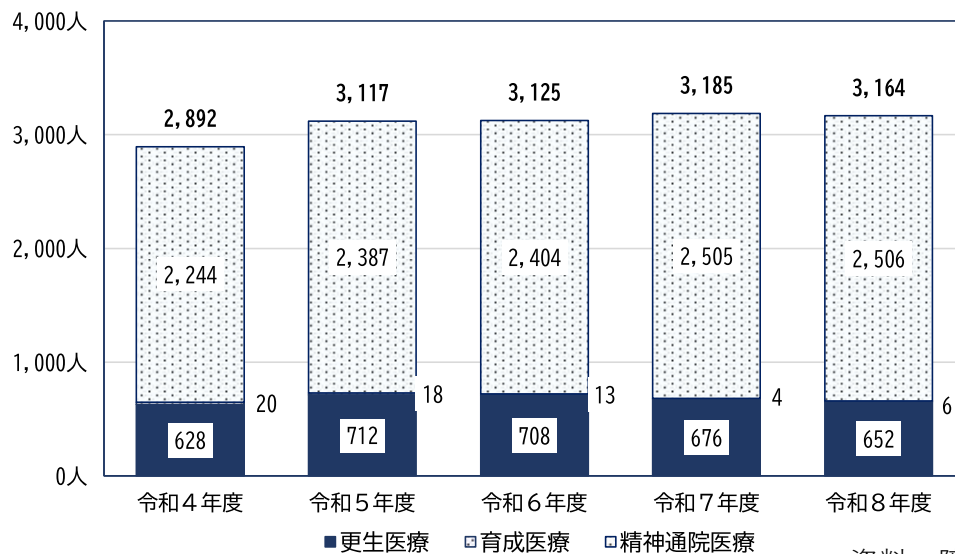
自立支援医療（更生医療）は、18 歳以上の身体障がいのある人で一定の所得未満の人（人工透析などの継続的な治療をされる人を除く。）に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度です。

自立支援医療（育成医療）は、18 歳未満の身体障がいのある子どもが指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含む。）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については以下のとおりとなっており、自立支援医療受給者数は全体として増加しています。精神通院医療は増加傾向にある一方、更生医療は近年減少し、育成医療は少数で推移しています。

< 自立支援医療の受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在） >



資料：障がい福祉課

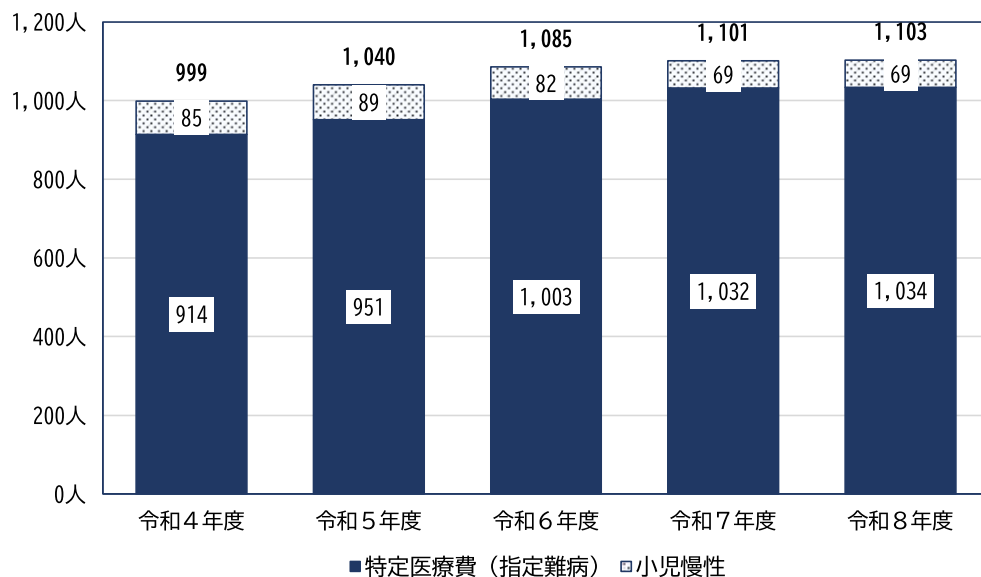
(3) 難病患者の状況

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援を受けにくい「制度の谷間」にあった難病患者については、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスや相談支援等の対象となりました。対象疾病はその後も拡大され、令和 6 年 4 月 1 日からは 369 疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

また、平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」に基づき、厚生労働大臣が定める「指定難病」については、治療に係る医療費の一部が公費負担の対象となっています。指定難病は制度の見直しに伴い追加・見直しが行われており、令和 7 年度現在では 348 疾病が指定されています。

本市では、小児慢性特定疾病医療受給者数は 70 人前後で推移している一方、特定医療費(指定難病)受給者数は増加傾向にあり、令和 4 年度の 914 人から令和 8 年度には 1,034 人となっています。今後も難病患者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療と福祉が連携した切れ目のない支援体制の充実が求められます。

＜特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



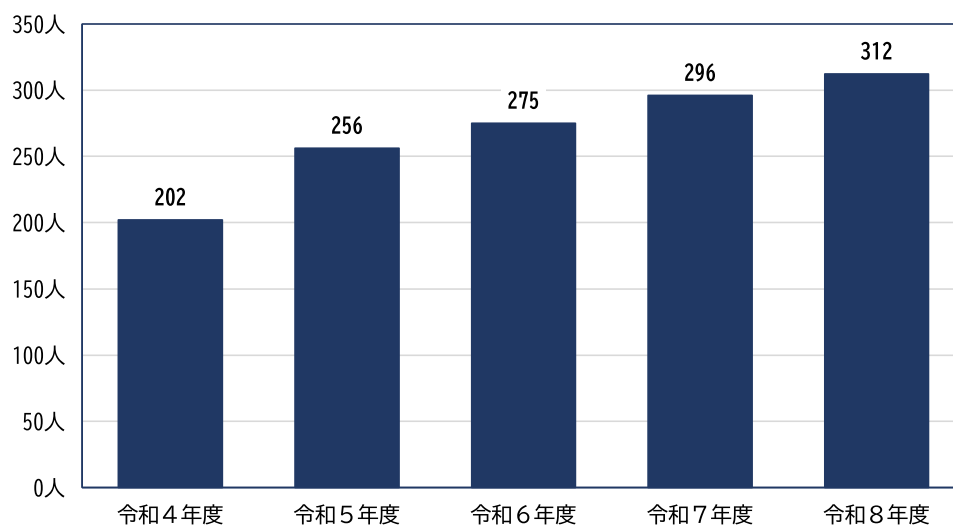
資料：君津健康福祉センター

(4) 児童発達支援の実施状況

発達障がいのある子どもについては、統計がないため市内の対象者を把握することができません。発達障がいのある子どもの中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている子どももいます。

なお、本市の児童発達支援の利用児童数の推移をみると、児童発達支援の利用児童数は一貫して増加しています。早期療育に対するニーズの高まりを背景に、利用が拡大していることがうかがえます。

< 児童発達支援の利用児童数の推移（各年4月1日現在） >



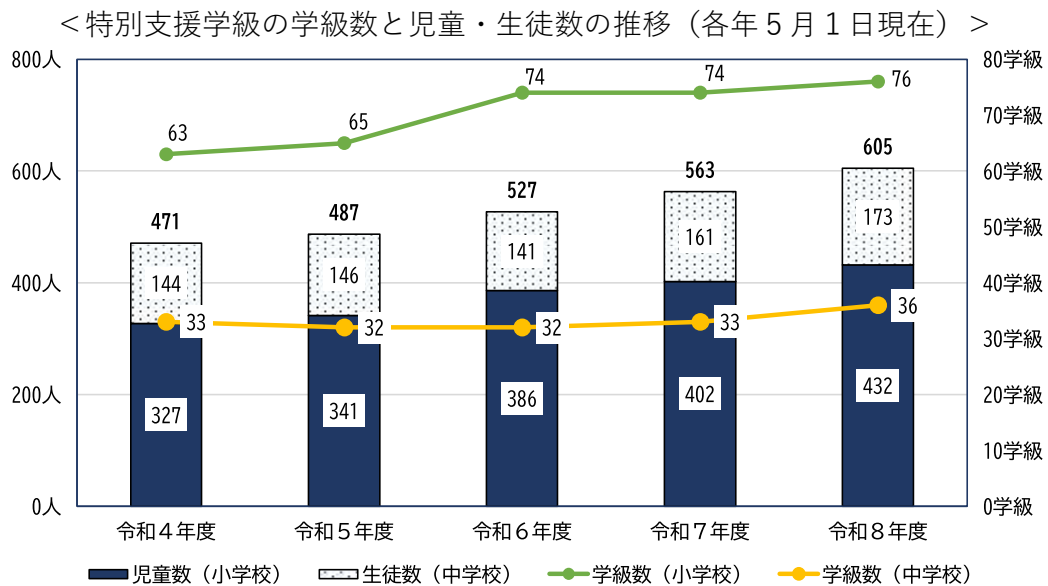
児童発達支援利用者数

資料：障がい福祉課

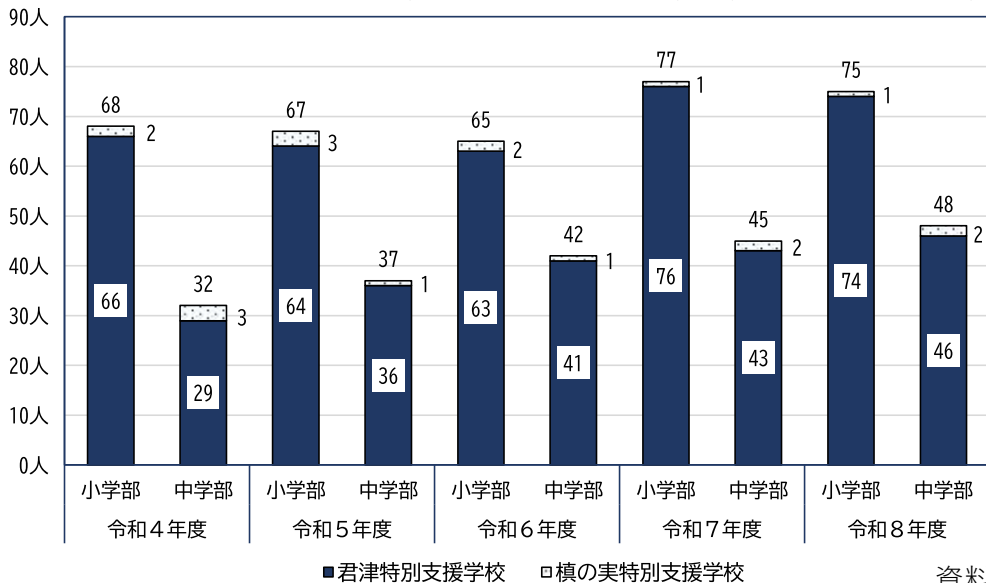
(5) 就学の状況

ここ5年間の特別支援学級の児童・生徒数の推移は増加傾向にあります。また、特別支援学校における本市の在籍者数も近年、小学部・中学部ともに増加傾向がみられます。

これらの要因は、障害や発達特性のある子どもが急に増えたというより、発達障害等への理解が進み、早期発見が増えた近年、県や市でも就学支援委員会による就学相談体制や発達支援の相談窓口が整備され、適切な学びの場を選択するケースが増えていることがうかがえます。



＜圏域の特別支援学校在籍者数（木更津市在籍者のみ）（各年5月1日現在）＞

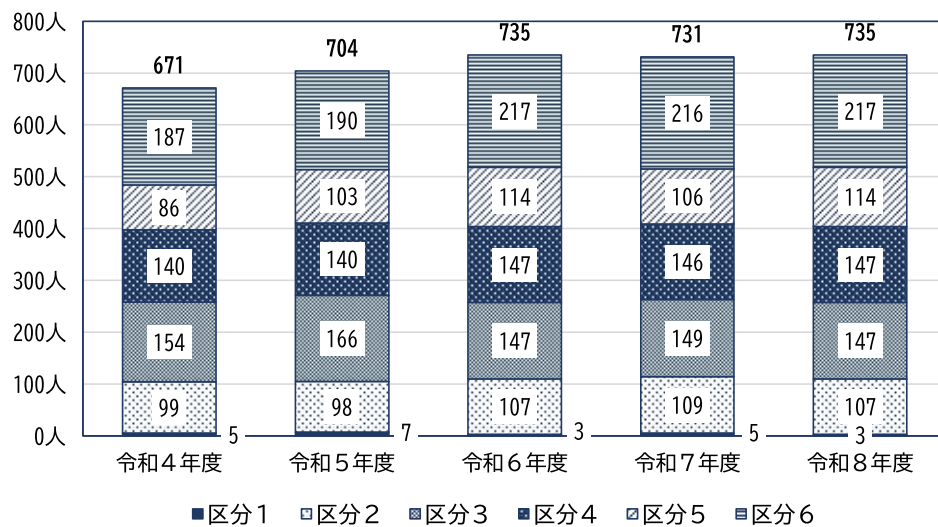


(6) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分認定者数は、令和4年度から令和8年度にかけて671人から735人へ増加しています。区分別では、区分6が最も多く、区分5及び区分6の重度区分を中心に増加傾向がみられることから、重度の支援を必要とする人が増えている状況がうかがえます。

< 障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在） >



資料：障がい福祉課

4 障がい者施策の動向

近年、我が国における障がい者施策は、障害者権利条約の理念の下、障がいのある人の権利擁護や差別解消、地域生活への移行・定着、情報アクセシビリティの向上などを目的とした法制度の整備や制度改正が進められています。

また、障害福祉サービスの利用ニーズの多様化・複雑化や障害福祉人材の確保など、新たな課題への対応も求められています。こうした社会情勢や国の施策の動向を踏まえながら、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

法律・制度等	内容
発達障害者支援法 (一部改正)	支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がいのある人の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。（平成 28（2016）年 8 月施行）
医療的ケア児支援法	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。（令和 3（2021）年 9 月施行）
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。（令和 4（2022）年 5 月施行）
精神保健福祉法 (一部改正)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がいのある人の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。（令和 6（2024）年 4 月施行、一部令和 5（2023）年 4 月、10 月施行）
こども基本法	すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」が令和 4（2022）年 6 月に制定されました。（令和 5（2023）年 4 月施行）
障害者雇用促進法 (一部改正)	令和 4（2022）年の障がいのある人の雇用の促進等に関する法律改正では、事業主の責務として障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がいのある人や精神障がいのある人の実雇用率への算定による障がいのある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がいのある人の雇用の質の向上などが盛り込まれました。（令和 5（2023）年以降順次施行）

法律・制度等	内容
障害者差別解消法 (一部改正)	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 (2013) 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人への合理的配慮の提供の対策を取り込むことを法定義務としました。令和 3 (2021) 年 5 月、同法は改正され、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行されました。改正により、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。(令和 6 (2024) 年 4 月施行)
障害者総合支援法 (一部改正)	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和 4 (2022) 年 12 月に制定されました。(令和 6 (2024) 年 4 月施行)
手話施策推進法	手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されました。(令和 7 (2025) 年 6 月施行)
高次脳機能障害者支援法	高次脳機能障害のある人に対する切れ目のない支援体制の整備や、医療、福祉、教育、雇用等の関係機関の連携による支援の推進を図るため、「高次脳機能障害者支援法」が令和 6 (2024) 年 12 月に制定されました。(令和 8 (2026) 年 4 月施行)

5 アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ

本プランの策定にあたり、市民の障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として障がい福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の実施概要

① 調査概要

<調査方法>

調査地域：木更津市全域

調査対象：市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送及びインターネットによるアンケート調査

調査期間：令和7（2025）年7月23日（水）～8月15日（金）

<回収状況>

配布数：2,000票

有効回収数：998票

有効回収率：49.9%

② 調査項目

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 基本属性 | 7. 障害福祉サービスなどの利用について |
| 2. あなたの年齢やご家族などについて | 8. 権利擁護について |
| 3. あなたの障がいの状況について | 9. 災害時の避難などについて |
| 4. 住まいや暮らしについて | 10. 障がい福祉施策などについて |
| 5. 日中活動や就労について | 11. 主に介助・支援されている方の状況について |
| 6. 相談相手などについて | |

(2) 調査結果からみえたニーズ

■ 日常生活・生活基盤に関する状況

日常生活動作については、食事、トイレ、入浴、衣服の着脱、身だしなみ、家の中の移動など多くの項目において、「支援は不要」と回答した人が過半数を占めています。前回調査と比較しても、「不要」とする割合が増加している項目が複数みられ、日常生活における自立度は全体として維持・向上している状況がうかがえます。

一方で、高次脳機能障がいや知的障がいでは、外出や金銭管理をはじめ多くの項目において「全部必要」または「一部必要」とする割合が高く、障がい特性に応じた支援ニーズの違いが明確となっています。

生活の場については、現在の暮らし方、今後希望する暮らし方ともに、「家族と一緒に暮らしている」「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、家族による支援を基盤とした生活が継続している状況がみられます。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「相談対応などの充実」が挙げられており、地域生活を支える基盤として、経済面や相談支援の充実が引き続き求められています。

■ 社会参加・就労に関する状況

外出頻度については、「毎日外出する」「週に数回外出する」を合わせると大半を占めており、外出そのものは一定程度確保されている状況がうかがえます。一方、外出時の困りごととしては、「公共交通機関が少ない」「困ったときにどうすればよいのか心配」といった回答が多く、移動支援や安心して外出できる環境づくりが引き続き求められています。

就労については、収入を得る仕事をしている人が一定数いる一方で、「今後、仕事はしたくない・できない」と回答した人が半数を超えています。ただし、この割合は前回調査と比較して低下しており、就労を希望する人も一定数みられることから、一人ひとりの希望や能力に応じた就労支援の充実が求められています。

就労に際して必要な支援としては、すべての障がい種別において「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く、制度面の充実に加え、職場における障がいへの理解促進や働きやすい環境づくりが求められています。

■ 相談・情報提供、権利擁護に関する状況

悩みや困りごとの主な相談先は、「家族や親せき」が最も多く、生活に身近な人への相談が中心となっています。一方で、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」を利用している人の割合は前回調査より増加しており、相談支援体制が徐々に利用されつつある状況もうかがえます。

また、今後利用したいサービスとして「相談支援」が最も多く挙げられており、引き続き相談支援体制の充実が求められています。

一方、障害者差別解消法については、「名前も内容も知らない」と回答した人が6割を超えており、前回調査から微増しています。また、差別や嫌な思いをした経験が「ある」とする人も一定数おり、その場面としては「学校・職場」や「外出中」が多くなっています。特に、「学校・職場」と回答した割合は前回調査と比較して増加しており、日常的に長い時間を過ごす身近な環境において、障がいに対する正しい理解が十分に浸透していない状況がうかがえます。このことから、学校や職場をはじめとした身近な場面における障がいへの理解促進や差別解消に向けた取組を一層推進していくことが求められています。

■ 防災・安心・安全に関する状況

災害時に一人で避難できないと回答した人が4割を超えており、近所に助けてくれる人が「いない」とする割合も約7割を占めています。

また、災害時に困ることとしては、避難所の生活環境や医療・投薬に対する不安が多く挙げられており、障がい特性に応じた避難支援や避難所における配慮、地域における支え合いの体制づくりが求められています。

■ 自由回答から読み取れた課題

自由回答からは、制度やサービスが存在していても「情報が届きにくい」「手続きが複雑で負担が大きい」「支援がライフステージや障がい特性に十分対応しきれていない」といった意見が多く寄せられました。特に、障がいのある子どもを育てる家庭や介護者への支援、重度・内部障がいへの理解、将来や親亡き後への不安、窓口対応や情報提供の在り方について、きめ細かな配慮を求める意見が目立ちました。

以上の調査結果から、各種施策の推進により、日常生活の自立や外出、就労などの分野においては全体として一定の成果がうかがえる一方で、障がい特性に応じたきめ細かな支援、家族介護・家族支援への対応、相談支援や情報提供の充実、障がいへの理解促進と差別解消、災害時の支援体制や地域とのつながりの強化など、引き続き取り組むべき課題が明らかとなりました。

本計画では、これまでの取組の成果を継承しつつ、今回の調査結果から明らかとなった課題やニーズを踏まえ、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、誰もが地域で安心して自分らしく暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められます。

第3章 障がいのある人を取り巻く課題の整理

1 計画推進に向けた課題

障がいのある人の状況や障がい者施策の動向、アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズなどから、本プランにおいて重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理します。

課題1 地域生活を支える基盤の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、住まいや在宅サービス、相談支援などの生活基盤の充実が不可欠です。一方、アンケート調査では、現在・将来ともに家族との同居を希望する人が多く、家族による支援を前提とした生活構造が続いていることや、「親亡き後」の生活への不安を抱える人が多いことが明らかとなりました。

また、障害者総合支援法の改正や国の基本指針においても、地域生活への移行・定着や地域生活支援拠点等の機能充実が求められており、本人の意思を尊重した地域生活を支える支援体制の一層の充実が必要となっています。

課題2 障がい特性に応じた専門的支援の充実

障がいの重度化・重複化や、高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がい、医療的ケア児・者など支援ニーズは多様化しています。アンケート調査においても、知的障がいや高次脳機能障がいでは、日常生活や金銭管理、外出など幅広い場面で支援を必要とする割合が高く、障がい特性によって必要な支援が大きく異なることが確認されました。

また、国では、強度行動障害支援や医療的ケア児支援の充実、高次脳機能障害者支援法の制定など専門的支援の強化が進められており、本市においても専門性の高い支援体制の整備が求められています。

課題3 相談支援と情報提供の充実

相談支援は、必要な制度やサービスにつながる入口として重要な役割を担っています。アンケート調査では、相談支援に対するニーズが最も高く、自由回答でも「情報が届きにくい」「制度が分かりにくい」「相談先が分からない」といった意見が多く寄せられました。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念も踏まえ、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供や相談支援体制のさらなる充実が必要です。

課題4 障がい理解と権利擁護の推進

障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた取組が進められています。

一方、アンケート調査では障害者差別解消法の認知度は依然として低く、学校や職場を中心に差別や嫌な思いをした経験も一定数みられました。制度の周知だけでなく、地域全体で障がいへの理解を深め、合理的配慮や権利擁護を実践していくことが重要となっています。

課題5 社会参加・就労の促進

障がいのある人が地域で役割や生きがいを持って暮らすためには、就労や社会参加の機会の充実が重要です。

アンケート調査では、就労を希望する人が一定数いる一方で、職場の障がい理解を求める声が増えています。また、外出に関しても公共交通機関や移動への不安が多く、就労や社会参加を支える環境整備が求められています。

課題6 障がい児支援と家族支援の充実

こども基本法や国の基本指針では、障害児支援の充実や切れ目のない支援体制の構築が重要視されています。

アンケート調査では、子どもの成長段階に応じた支援や保護者への支援、進学・就労への移行支援などを求める声が多く、本人だけでなく家族も含めた包括的な支援体制の充実が必要となっています。

課題7 安心・安全な生活環境の確保

アンケート調査では、災害時に一人で避難できない人が4割を超え、近所に助けてくれる人がいないと回答した人も約7割を占めました。また、避難所生活や医療・投薬への不安も多く挙げられています。

近年、自然災害が頻発・激甚化する中、障がい特性に応じた個別避難計画の作成や福祉避難所の充実、地域における支え合い体制の構築など、平時からの備えを強化していくことが求められています。

第2部 障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市は「魅力あふれる創造都市きさらづ」を将来都市像として、木更津市基本構想の基本方向の1つである「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」を目標に各種福祉施策を推進しています。

「第6次きさらづ障がい者プラン」においては、福祉のまちづくりの目標を基本に、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージにおいて、障がいのある人が地域の中で自立した生活が営めるよう「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』を基本目標として掲げ、障がいのある人だけでなくその家族、地域社会、行政が連携し、共にいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

本プランにおいても、この基本目標を継承し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』

2 基本施策

基本目標を踏まえ、障がいのある人を取り巻く課題の克服に向けて7つの基本施策を掲げ、計画的に施策を実施します。

(1) 地域生活の質の向上と自立生活支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や地域生活を支えるサービスの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能強化や親亡き後を見据えた支援体制を整備し、自立した地域生活を支える基盤の充実を推進します。

(2) 障がい特性に応じた専門的支援の強化

障がい特性やライフステージに応じた専門的支援を充実するとともに、医療・福祉・教育等の関係機関との連携や専門人材の確保・育成を進め、一人ひとりのニーズに応じた質の高い支援体制の構築を推進します。

(3) 相談支援体制と情報提供の充実

誰もが必要な情報や支援につながるができるよう、相談支援体制の充実と情報アクセシビリティの向上を図り、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供と切れ目のない相談支援を推進します。

(4) 障がい理解の促進と権利擁護の推進

障がいへの理解促進や合理的配慮の普及、権利擁護の充実を図ることで、障がいのある人の権利が尊重され、差別のない共生社会の実現を推進します。

(5) 社会参加及び就労支援の質の向上

就労支援や社会参加の機会の充実を図るとともに、職場や地域における障がい理解を促進し、一人ひとりが能力や希望に応じて活躍できる環境づくりを推進します。

(6) 子どもの育ちを支える環境の充実

乳幼児期から成人期までライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、本人と家族を一体的に支える支援の充実を推進します。

(7) 安心・安全な暮らしの確保

バリアフリー化や移動支援、防災・防犯対策を推進するとともに、災害時にも安心して避難・生活できる支援体制を整備し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標の実現に向け、各分野や関係機関などと連携し、「基本施策」「関連施策」の展開を図ります。

基本目標	基本施策	関連施策の体系
『自立と、共に支え合うまち・きざらづ』	1 地域生活の質の向上と 自立生活支援	①保健・医療・リハビリテーションの推進
		②在宅福祉サービスの充実
		③居住支援の充実
		④経済的支援の充実
		⑤地域生活支援の充実
	2 障がい特性に応じた 専門的支援の強化	①一人ひとりの状況や障がい特性に応じた支援の充実
		②医療的ケア児・者、重症心身障害児・者への支援の充実
		③専門的人材の育成と支援力の向上
	3 相談支援体制と 情報提供の充実	①相談体制の充実
		②分かりやすい情報提供の充実
		③関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充
	4 障がい理解の促進と 権利擁護の推進	①理解を深める活動の推進
		②福祉教育の充実
		③交流・ふれあいの拡充
		④ボランティア活動やNPO活動の推進
		⑤地域福祉の基盤づくりの推進
		⑥人権・権利擁護の推進
	5 社会参加及び 就労支援の質の向上	①生涯学習・レクリエーション活動の充実
		②就労支援と就労の場の拡充
		③日中活動の場づくり
	6 子どもの育ちを支える 環境の充実	①子どもの成長や発達に関する早期相談・早期支援の推進
		②誰でも受けやすい教育環境の充実
		③発達支援を必要とする子どもとその家族への支援の充実
	7 安心・安全な 暮らしの確保	①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
		②移動・交通手段の整備改善
		③防災・防犯対策の充実